

埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会規約

(名称)

第1条 本会は、「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、持続可能な生産消費形態の確保に向けて、産官民連携の下、サーキュラーエコノミーを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) サーキュラーエコノミーに係るリーディングモデルの構築
- (2) 講演会、研修会及び交流会等の開催
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、県内で活動している又は活動を予定している企業、業界団体、消費者団体、研究機関、行政機関等とする。

2 次の各号の一に該当するものは本会に入会することができない。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるもの。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

3 会員が次の各号の一に該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) この規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 前項に該当することが判明したとき
- (4) 事務局と会員との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき
- (5) その他本会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(入会等)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 入会申込書に記載した事項を変更する場合は、速やかに書面等を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、書面等を事務局に提出しなければならない。

(アドバイザー)

第7条 第2条の目的を達成するため、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県環境部資源循環推進課に置く。

(研究会等)

第9条 第2条の目的を達成するため、本会の会員及び事務局は、必要に応じて研究会等の設置を提案することができる。

2 研究会等の構成員（以下「メンバー」という。）の募集にあたっては、事務局が協力するものとする。

3 メンバーは会員から組織する。ただし、活動を実施するにあたり、必要と認める時は、会員以外の者をメンバーとすることができる。

4 メンバーは、研究会等の活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(会費)

第10条 本会への入会金及び年会費は、無料とする。ただし、研究会等の活動に要する費用は、原則としてメンバーの負担とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年6月11日から施行する。